

北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書

1 委託事業名

北空知4町地域公共交通計画策定支援委託業務

2 業務の目的

北空知4町（妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町）地域の人口は、減少を続けており、高齢化も進行している。

当地域の公共交通は、路線バス（沼田線、北竜線、深滝線など）による通学、通院などを中心とした生活交通として利用されているほか、JR留萌本線（深川・留萌間）、北海道中央バスによる高速るもい号（札幌・留萌間）、沿岸バスと道北バスの共同運行による留萌旭川線（留萌・旭川間）といった振興局を跨ぐ広域交通も運行されているが、JR留萌本線は、「JR北海道が自社単独では維持することが困難な線区」と位置づけられ、沿線自治体の協議が継続しており、北海道中央バス「滝川北竜線」の廃線が予定されているなど、利用者の減少や乗務員不足などにより地域交通の維持確保が難しくなっている。

さらに、昨年からの新型コロナウイルスの影響により、これまでどおりの交通事業者による事業運営が厳しい状況となっている。

こうした中、昨年11月の地域公共交通活性化再生法の改正を踏まえ、地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため、地域のマスタープランとなる「北空知4町地域公共交通計画」を作成する。

3 業務の内容

北空知4町地域の課題等を踏まえ、公共交通の状況や住民のニーズ調査、事業者へのヒアリング等を行うとともに、地域の利用者にとって利便性が高く真に必要とされる路線を地域関係者が検討し、今後の公共交通のあり方や方針を明確にした「北空知4町地域公共交通計画」を策定する。

なお、計画は、町を跨がるJRや路線バスだけでなく、妹背牛町、秩父別町及び沼田町の町内交通（フィーダーも含む）のあり方も含めて策定するが、北竜町は、令和2年度に「北竜町地域公共交通計画」を策定していることから、北竜町内交通は、その計画に基づくものとし、その調査結果の活用も想定することとする。

また、策定に当たっては、JR留萌本線沿線自治体会議における検討状況を踏まえたものとする。

(1) 北空知4町地域公共交通計画の策定

① 調査計画等準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務計画書（検討手順、実施方針、工程計画、人員配置など）を作成し、委託者と十分な打ち合わせを行うこと。

② 地域概況及び関連計画の整理

地域公共交通計画を策定するための基礎資料とするため、北空知4町地域の概況、北海道や4町の関連計画について整理する。(委託者は必要に応じて資料提供を行う。)

(ア) 北空知4町地域の概況

- ・地域概況整理項目例は、以下のとおり。
 - 地形・地勢
 - 人口（人口及び世帯分布、人口密度、高齢者・学生の人口分布（いずれも現状、将来））
 - 主要施設状況（住民や来訪者の目的地となる施設の分布（行政機関、医療機関、商業施設、学校等））
 - 道路交通基盤（公共交通の運行経路となる道路）

(イ) 上位・関連計画の整理

- ・北海道及び4町の上位・関連計画（総合計画、北海道交通政策総合指針、創生総合戦略、都市計画、立地適正化計画等）について整理する。

(ウ) 計画区域及び計画期間の提案

【地域公共交通活性化法（以下「法」という）第5条第2項第2号及び第6号関係】

- ・上記(ア)及び(イ)を踏まえ、法第5条第2項第2号に規定する本計画の対象区域及び同条同項第6号に規定する適正な計画期間を整理する。

③ 地域公共交通実態調査

北空知4町地域の公共交通サービスについて、運行事業者へヒアリングを実施するなどして、主に幹線・広域路線の「運行実態」、「利用実態」、「運行面の課題」、「今後の動向」等を整理する。

- ・調査項目例は以下のとおり。
 - JR：4町エリアの留萌本線、函館線（深川～滝川間普通列車）の現状の運行状況等（路線、便数、ダイヤ、駅間別利用者、鉄道利用者の駅へのアクセス実態）を整理。
 - バス：「民間バス（路線バス、都市間バス（空知中央バス、沿岸バス、北海道中央バス）」及び「町営バス（コミュニティバス）」の運行状況等（路線・便数・ダイヤ、路線別利用者数、主な利用区間、ドライバー不足や赤字路線への行政支援の状況や課題及び今後の意向等）を整理
 - ハイヤー：北空知4町地域のタクシー・ハイヤー事業者の運行状況等（車両数、運転者数等）を整理
 - バス路線が接続する鉄道駅や幹線バスへのフィーダー路線のアクセス実態を整理

④ 住民及び観光客の移動実態・ニーズ把握調査等の実施

統計資料やビックデータ、住民アンケート調査やヒアリング、乗り込み調査結果等を活用して、地域の移動実態や地域公共交通（鉄道、バス等）に関する利用者ニーズを整理する。(アンケート調査については、設問作成や集計・分析は委託業務とし、委託者

は調査実施について協力する。)

(ア) アンケート調査、Web モニタ調査

(圏域住民) 調査項目例は以下のとおり。

- 日常の行動特性の把握
- 公共交通利用状況
- 公共交通等に対する満足度
- 将来のバス等公共交通の利用意向 (利用条件、利用希望有無とその理由)

(バス利用者) 調査項目例は以下のとおり。

- バス利用時の特性 (乗降地点、目的、頻度、時間帯、理由等)
- バスに対する満足度 (利用時の満足度及び不満足な点など)
- 将来のバス利用意向 (バス利用の最低限の条件、利用頻度)

(イ) ヒアリング調査、乗り込み調査

(ヒアリング)

- 交通事業者、医療機関、商業施設、教育機関、観光施設、行政等に対し、運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

(乗り込み調査)

- 乗り込み調査にて運行や利用の実態、必要性、意見・要望など

⑤ 問題点の抽出・課題整理

地域公共交通の問題点・課題の整理 (上記各種調査結果の分析)

なお、課題整理に当たっては、地域全体の課題とあわせ、4町毎の整理も行い、どこでどのような取組を実施する必要があるかを明確化する。

⑥ 基本方針の策定【法第5条第2項第1号関係】

②～⑤の整理・検討結果を踏まえて、北空知4町地域の公共交通における基本方針(案)や計画の目標(案)を検討する。

(ア) 基本方針策定のための検討

検討項目例は以下のとおり。

- 公共交通のネットワークのあり方
(鉄道⇄バス、バス⇄バス、幹線・広域⇄フィーダーの接続性を含む)
- 公共交通の路線のあり方 (モード、経路、ダイヤ、運行本数等)
- 公共交通に関する役割分担 (住民、事業者、行政)
- 料金体系のあり方、公共交通サービス基準の設定
- 交通結節拠点や公共交通関連施設のあり方
- 観光における公共交通のあり方
- 圏域住民の参画、事業者の改善努力、財政支援ルールを検討
- 利便性向上や利用促進に向けた取組の検討

(イ) 公共交通基本方針の策定

上記の検討を踏まえ、北空知4町地域全体の公共交通の基本方針について定める。

⑦ 北空知4町地域公共交通計画の策定【法第5条第2項第3号、第4号、第5号関係】

(ア) 交通ネットワークの最適化

- ・4町をまたがる幹線・広域交通及び3町（妹背牛町、秩父別町及び沼田町）内のフィーダー路線など北空知4町地域の公共交通について、検討結果を踏まえ、北竜町地域公共交通計画や沿線関係市町地域公共交通計画との整合を図りながら、網羅的に記載する。

(イ) 計画目標の設定及び目標を達成するための施策の方向性

- ・基本方針を踏まえ計画目標を定める。
- ・目標を達成するために必要な施策の方向性を整理する。

(ウ) 施策案、実施主体及び事業計画案の検討

- ・目標を達成するための施策案と実施主体を検討する。
- ・施策案の検討を踏まえ、エリア全体を対象とする事業計画案を検討。事業スケジュールや計画目標の達成度を評価するための指標案について、指標案の算出方法や目標値を含めて検討する。

(エ) 北空知4町地域公共交通計画の策定

- ・パブリックコメント（協議会事務局が実施）や協議会での検討を踏まえ、地域公共交通計画を策定し、計画書本体、概要版として取りまとめる。

⑧ 計画書の作成

北空知4町地域公共交通計画を作成する。

なお、計画書は、紙媒体（A4版）で25部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）5部とする。

(2) 北空知4町地域公共交通活性化協議会等の運営支援

会議開催に係る事務局との協議、会議資料及び会議記録の作成など必要な支援を行う。

以下、協議会開催想定例（協議会を年4回程度、専門部会4回程度開催予定）

区分	主な協議内容（予定）
① 第1回(4/20)	○協議会設立等 ※開催済のため委託範囲外
② 第2回(7月上旬)	○アンケート等調査内容検討、スケジュール等
③ 第3回(初冬)	○アンケート等結果、計画の方向性
④ 第4回(2月頃)	○計画原案
⑤ 第5回(3月頃)	○計画完成

4 留意事項

本事業は国の「地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）」）を活用することから、当該補助金交付要綱を遵守すること。その他、本事業の目的を達成する上で必要となる追加事項があれば提案を行うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月30日（水）まで

6 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

16,500 千円

7 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、協議会と受託者が協議して決定する。

8 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を A4 判縦で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

9 提出期限

令和 3 年（2021 年）5 月 24 日（月）17:00（必着）

10 提出場所

北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課主査（地域政策）

〒068-8588 岩見沢市 8 条西 5 丁目 空知総合振興局

電話 0126-20-0146（直通）

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名（A 社、B 社等）により行うものとする。